

2021年7月1日からの大雨により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの大雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2021年7月1日からの大雨の影響により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。

1 対象地域（2021年7月12日時点）

災害救助法の適用地域	静岡県	熱海市
上記に隣接する地域		伊東市、伊豆の国市、田方郡函南町
	神奈川県	足柄下郡湯河原町

2 特別措置の内容

(1) 支払期限日の1か月間延長

2021年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金について、支払期限日（支払義務発生日の翌日から30日目）を1か月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2022年1月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。ただし、ご契約内容により適用対象とならない場合があります。

3 お申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、以下の担当窓口までご連絡ください。

<担当窓口> 株式会社 CD エナジーダイレクト お客様センター TEL 0120-811-792

<受付時間> 平日 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00

(ご参考)

内閣府発表（令和3年7月3日）

[「令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について」](#)